

施設基準等院内掲示

下記の項目について、近畿厚生局へ届出を行い算定しています。 令和 7年 5月 1日 現在

- * 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料4)
- * 看護職員処遇改善評価料29
- * 感染防止対策加算2(連携強化加算・サーベイランス強化加算)
- * 病棟薬剤業務実施加算1
- * データ提出加算
- * 重症者等療養環境特別加算
- * 療養環境加算
- * 診療録管理体制加算1
- * 医療安全対策加算2(医療安全対策地域連携加算2)
- * 急性期看護補助体制加算(夜間50対1急性期看護補助体制加算)
(夜間看護体制加算)
- * 後発医薬品使用体制加算1
- * 医師事務作業補助体制加算1(40対1)
- * 入退院支援加算1
- * 患者サポート体制充実加算
- * 回復期リハビリテーション病棟入院料1(体制強化加算2)
- * 地域包括ケア入院医療管理料1
(看護職員配置加算・看護補助者配置加算)
- * 院内トリアージ実施料
- * ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- * 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- * 医科点数表第2章第10部手術の通則5に掲げる手術
- * 医科点数表第2章第10部手術の通則6に掲げる手術
- * 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- * バイオ後続品使用体制加算
- * 医療DX推進体制整備加算
- * 在宅医療DX推進体制整備加算
- * がん治療連携指導料
- * 輸血管理料Ⅱ
- * 輸血適正使用加算
- * 検体検査管理加算(Ⅱ)
- * 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- * がん性疼痛緩和指導管理料
- * 薬剤管理指導料
- * 別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院
- * 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- * 在宅がん医療総合診療料
- * 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- * 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
導入期加算1 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- * 無菌製剤処理料
- * CT撮影及びMRI撮影
- * 入院時食事療養(Ⅰ)
- * 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)・初期加算
- * 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)・初期加算
- * 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)・初期加算
- * 機能強化加算
- * 認知症ケア加算(加算3)
- * せん妄ハイリスク患者ケア加算
- * 救急医療管理加算
- * 小児食物アレルギー負荷試験
- * 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- * 入院ベースアップ評価料46
- * 協力対象施設入所者入院加算

